

# 第3章

## 防災組織

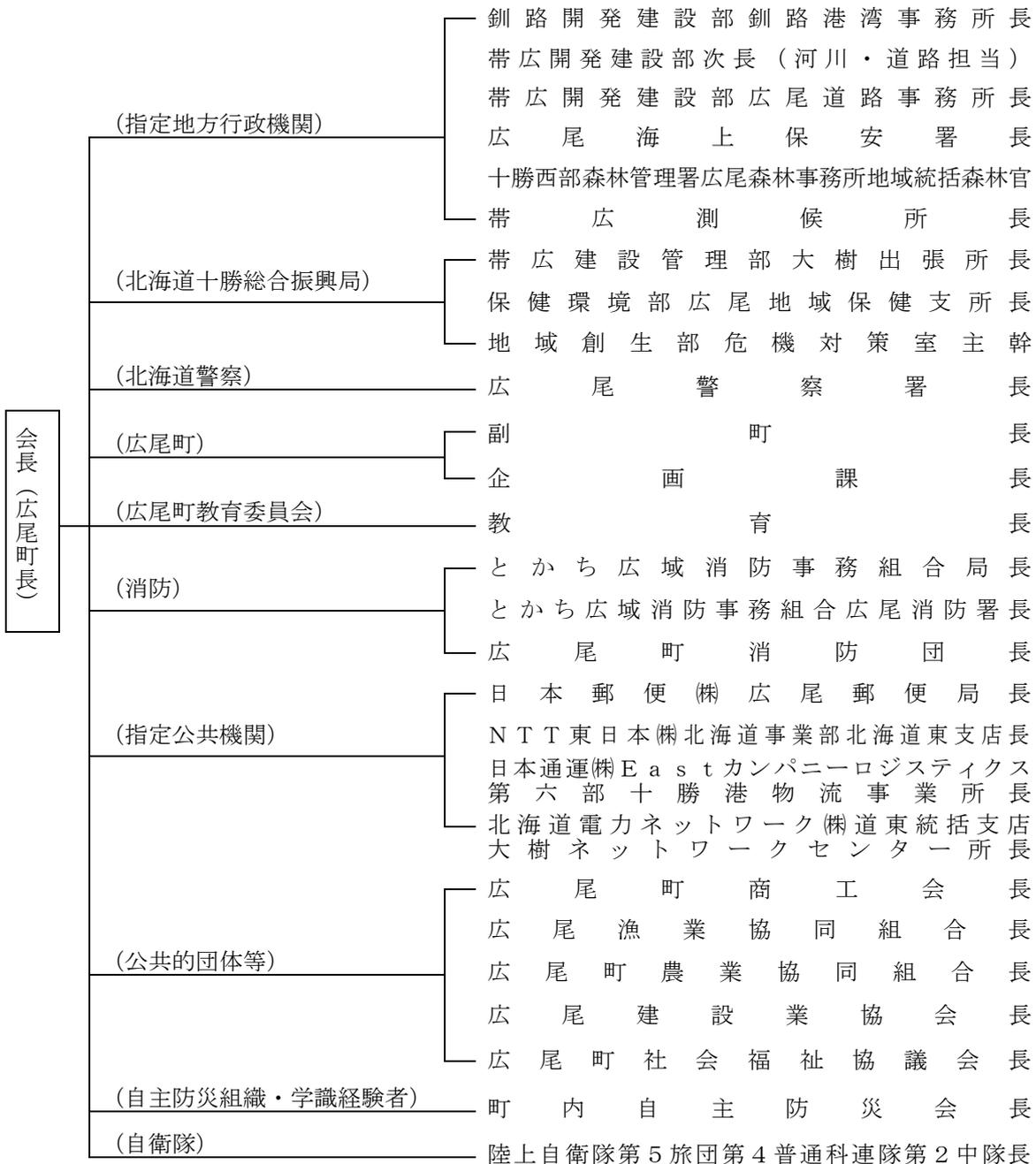


## 第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

## 第1節 防災会議

### 1 組織



### 2 運営

広尾町防災会議条例(昭和38年広尾町条例第5号)及び広尾町防災会議運営の定めるところによる。

## 第2節 災害対策本部

### 1 組織

本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

※副本部長よりとちあひ広域消防事務組合（広尾消防署・消防団）へ連絡調整

本部員：各対策部長

対策部名	部長	副部長	班名（班長）	班員
総務対策部	企画課長	総務課長	総務班 （企画防災係長）	企画課職員 総務課職員
厚生対策部	保健福祉課長	住民課長 会計管理者 議会事務局長 老人ホーム所長 特養ホーム所長 ひろお保育園長 健康管理センター長 子育て支援室長	厚生班 （福祉係長） 避難対策班 （課税係長） 衛生班 （環境生活係長） 保健班 （保健推進係長）	保健福祉課職員 住民課職員 出納室職員 議会事務局職員 老人ホーム職員 特養ホーム職員
産業対策部	農林課長	水産商工観光課長 農業委員会事務局長	農林班 （農政林務係長） 水産班 （水産係長） 商工班 （商工観光係長）	農林課職員 農業委員会職員 水産商工観光課職員
施設対策部	建設水道課長	港湾課長	土木班 （土木係長） 建築班 （建築公住係長） 上下水道班 （上下水道施設係長） 港湾班 （管理係長）	建設水道課職員 港湾課職員
文教対策部	管理課長	社会教育課長	文教施設班 （総務係長） 学校教育班 （学校教育係長） 社会教育班 （社会教育係長）	管理課職員 社会教育課職員
医療対策部	院長	副院長 院長・医師 事務長	医療班 （総務係長）	国保病院職員

※ 上記以外の各課（出先機関）の課長補佐職は、関係対策部長（副部長）を補佐する。

2 所掌事務

総務対策部

班 名	所 掌 事 項
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び本部員会議に関する事。</li> <li>2 庁内非常体制に関する事。</li> <li>3 災害対策の企画に関する事。</li> <li>4 自衛隊派遣要請依頼に関する事。</li> <li>5 団体等協力者の出動要請に関する事。</li> <li>6 各地区との連絡情報に関する事。</li> <li>7 災害情報の収集及び報告に関する事。</li> <li>8 災害の記録に関する事。</li> <li>9 災害予報（注意報を含む）、警報及び情報等の伝達に関する事。</li> <li>10 災害広報に関する事。</li> <li>11 労務者の雇上げに関する事。</li> <li>12 その他、他の班に属さない事。</li> </ol>

厚生対策部

班 名	所 掌 事 項
厚 生 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急食料の供給及び炊出しの実施に関する事。</li> <li>2 応急物資の調達及び配布に関する事。</li> <li>3 日赤救助活動の連絡調整に関する事。</li> <li>4 義援金品の受付及び配分に関する事。</li> <li>5 被災者の生活保護に関する事。</li> <li>6 ボランティアの受入に関する事。</li> <li>7 避難行動要支援者の被災調査及び生活支援に関する事。</li> <li>8 福祉避難所の運営に関する事。</li> </ol>
避 難 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び初期の管理に関する事。</li> <li>2 住民の避難及び立退きに関する事。</li> <li>3 被災者の調査及び救出対策に関する事。</li> <li>4 団体等の協力者の指揮監督に関する事。</li> </ol>
衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の防疫業務の実施に関する事。</li> <li>2 被災地の環境衛生保持に関する事。</li> <li>3 死亡者の収容及び安置に関する事。</li> </ol>
保 健 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の健康管理に関する事。</li> <li>2 感染症の予防に関する事。</li> <li>3 救急薬品、衛生用品の確保に関する事。</li> <li>4 住民の心身の健康状態と生活環境の把握に関する事。</li> <li>5 被災地の防疫業務の補助に関する事。</li> </ol>

第3章 防災組織

産業対策部

班 名	所 掌 事 項
農 林 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林畜産関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>2 農作物及び家畜の防疫に関する事。</li> <li>3 農林畜産関係の災害対策及び復旧に関する事。</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
水 産 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>2 水産関係の被害対策及び復旧に関する事。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
商 工 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>2 商工関係の被害対策及び復旧に関する事。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>

施設対策部

班 名	所 掌 事 項
土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木被害の調査及び運行路線の確保に関する事。</li> <li>2 道路、橋梁及び河川の応急措置に関する事。</li> <li>3 災害復旧に関する事（障害物の除去を含む）。</li> <li>4 水防に関する事。</li> <li>5 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事。</li> <li>6 災害応急資材の確保に関する事。</li> <li>7 食料及び応急資材の輸送に関する事。</li> </ol>
建 築 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町有施設の被害調査及び保全に関する事。</li> <li>2 被災家屋等の復旧建築事業に関する事。</li> <li>3 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> <li>4 住宅の応急修理に関する事。</li> </ol>
上 下 水 道 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の飲料水の確保及び給水に関する事。</li> <li>2 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>3 被災上下水道施設の復旧に関する事。</li> </ol>
港 湾 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 被災港湾施設の復旧に関する事。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>

文教対策部

班 名	所 掌 事 項
文 教 施 設 班	1 文教施設等の被害調査及び復旧に関する事。
学 校 教 育 班	1 児童生徒の保護及び応急教育に関する事。 2 学用品の給与に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。
社 会 教 育 班	1 社会教育施設の被害調査及び復旧に関する事。 2 社会教育団体との連絡調整に関する事。

医療対策部

班 名	所 掌 事 項
医 療 班	1 負傷者の収容に関する事。 2 被災者の医療及び助産に関する事。 3 医薬品の確保に関する事。 4 救護所の応急医療に関する事。

※ 各部、各班は、以上の分担によるほか、関係法令等の規程による措置並びに関係機関及び団体等との連携を保ち、業務を遂行するものとする。

### 3 設置及び廃止

(1) 本部の設置は、基本法第23条の二第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

ア 警戒レベル4または5相当の防災気象情報が発表されるなど、災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生したとき。

ウ 震度5弱以上の地震が発生したとき、または津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。

(2) 町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策が完了したときは、本部を廃止する。

(3) 本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに広尾町防災会議構成機関、十勝総合振興局、その他防災関係機関及び住民に対し、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。なお、廃止した場合の公表については設置の場合に準ずる。

- (4) 本部を設置したときは、本部標識を対策本部の玄関前に掲示する。  
なお、災害対策本部は、原則として本庁舎に設置する。  
本庁舎が被災した場合は、「広尾町業務継続計画」により代替施設を確保する。

名 称 広尾町〇〇〇災害対策本部  
設置場所 広尾町西4条7丁目1番地1 広尾町役場内

#### 4 本部の運営要綱

本部は災害時において、防災の推進を図るため、防災会議と密接な連携のもとに災害予防策及び災害対応策を実施するものとする。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応が取れるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実強化に努めるものとする。

- (1) 本部会議は、本部長、副本部長、及び各対策部長で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、本部長である町長が事故等で登庁できない場合には、副町長、教育長の順に指揮を執る。

##### ア 本部会議の協議事項

- (ア) 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。  
(イ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。  
(ウ) 職員の配備体制の切替え及び廃止に関すること。  
(エ) 関係機関、隣接町に対する応援要請に関すること。  
(オ) 災害救助法の適用要請に関すること。  
(カ) その他災害対策に関する重要事項。

##### イ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が招集するものとする。  
(イ) 各対策部長は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。  
(ウ) 各対策部長は、必要により職員を伴って会議に出席することができる。  
(エ) 本部員が会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨申し出るものとする。

ウ 会議決定事項のうち職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

- (2) 本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするため所定の腕章及びヘルメット等を着用すること。

(3) 本部及び本部会議の運営について必要な事項は、本部長が指示する。

## 5 配備体制

(1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進をはかるため、非常配備の体制をとるものとする。

(2) 非常配備の種別、配備時期、配備内容の基準は、次のとおりとする。

### 非常配備に関する基準

区分	種別	配備時期	配備内容
本部の設置前	第1種非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒レベル3相当の防災気象情報が発表されたとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布が「警戒（赤）」となったとき（気象庁HPを参照）</li> </ul> </li> <li>2 暴風（陸上）、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。</li> <li>3 町内全域で停電が発生したとき。</li> <li>4 震度4の地震が発生したとき。</li> <li>5 北海道太平洋沿岸中部に津波注意報が発表されたとき。</li> </ol>	<p>総務対策部（地震・津波災害時は施設対策部も含む）の人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。また、第2種配備体制に移行し得る体制をとるものとする。</p>

<p>本部の設置後</p>	<p>第2種非常配備体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒レベル4相当の防災気象情報が発表されたとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・高潮特別警報、高潮警報</li> <li>・土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布が「危険（紫）」以上となったとき（気象庁HPを参照）</li> </ul> </li> <li>2 災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。</li> <li>3 震度5弱の地震が発生したとき。</li> <li>4 北海道太平洋沿岸中部に津波警報が発表されたとき。</li> <li>5 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>関係各部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を施し、状況により第3種配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。</p> <p>また、第一次避難所の各管理責任者は、災害対策本部で開設を決定した避難所の開設を速やかに行う。</p>
<p>本部の設置後</p>	<p>第3種非常配備体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒レベル5相当の防災気象情報が発表されたとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報</li> </ul> </li> <li>2 暴風、暴風雪、大雪、波浪特別警報が発表されたとき。</li> <li>3 甚大な災害の発生が予想される場合又は甚大な災害が発生したとき。</li> <li>4 震度5強以上の地震が発生したとき。</li> <li>5 北海道太平洋沿岸中部に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。</li> <li>6 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。また、特別警報が発表された場合には、非常に危険な状況であり、直ちに最善を尽くして命を守る行動をとるように住民へ呼びかける。</p>

(3) 各部長及び副部長は、前号の基準に基づいて配備計画を定め、職員に徹底しておくものとする。

## 6 職員の動員計画

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための職員の動員計画は、次に定めるところによる。

### (1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

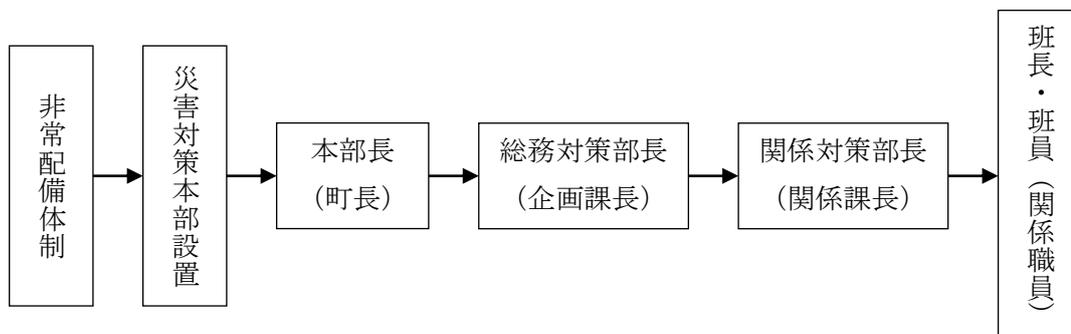
#### ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制が指令された場合又は本部を設置した場合、総務対策部長は、本

部長の指示により、関係職員に対し、庁内放送などにより通知する。

- (イ) 関係対策部長は、直ちに班長・班員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

非常配備等伝達系統



イ 閉庁又は退庁後の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 警備員による非常伝達

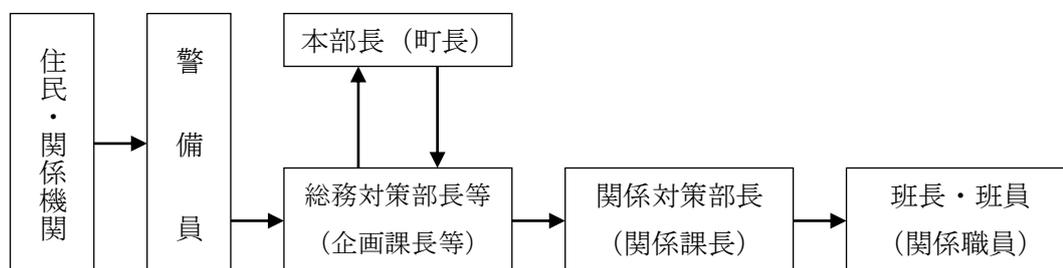
警備員は、次に掲げる情報を収受したときは、総務対策部長等（企画課長又は企画防災係長）に連絡するものとする。

- a 災害発生のおそれのある気象情報（警報等）が関係機関から通報されたとき。
- b 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- c 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- d 災害発生のおそれがある異常現象（地震・津波等）の通報があったとき。

警備員からの連絡を受けた総務対策部長等は、必要に応じ本部長と連絡をとり、本部長の決定に基づき関係職員に対し非常登庁の指示を行うものとする。

伝達系統は次により、電話・防災行政無線等で伝達する。

警備員による伝達系統



- (イ) 職員への指示伝達体制の確保

各対策部長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は閉庁や退庁後に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合においては、各対策部長又は各対策副部長は、必要に応じ、総務対策部長に参集状況を報告するものとする。

(3) 現場連絡員の配置

現場の活動を円滑に行うため、必要に応じ各対策部長の指示により現場連絡員を配置する。

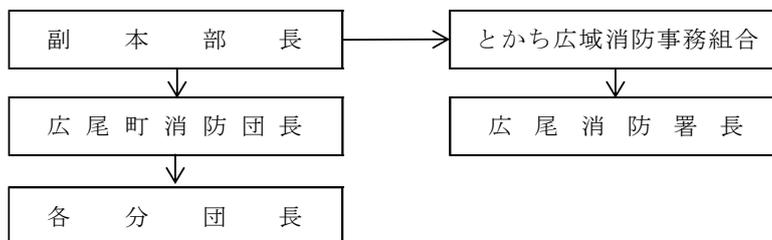
現場連絡員は、所属対策部長等の指示を受け、現場での指揮監督を行うとともに、現場の状況を報告するものとする。

(4) 配置体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各班が配備体制を確立したときは、各対策部長は直ちに本部長に報告するものとする。

(5) 消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次により行うものとする。



(6) 各班別動員要請

ア 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移に応じて、各班に所属する班員を他の班に応援させるものとする。

イ 応援を必要とする班の班長は、総務班長を通じて本部長に要請し、必要な応援を受けるものとする。

### 第3節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

#### 1 本町の予報区

細分区域	細分区域名称
府県予報区	釧路・根室・十勝地方
一次細分区域	十勝地方
二次細分区域	広尾町
市町村等をまとめた地域	十勝南部

#### 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

##### (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

###### ア 種類及び発表基準

###### (ア) 気象に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。

なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 気象に関する警報・注意報

a 気象警報（警報発表基準は、(カ)参照）

暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
---------	--------------------------------------

b 気象注意報（注意報発表基準は、(キ)参照）

風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大 雨 注 意 報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大 雪 注 意 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷 注 意 報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
な だ れ 注 意 報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。

### 第3章 防災組織

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。

#### (ウ) 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

#### (エ) 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。

(ウ) 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(カ) 警報基準 (数値はいずれも予想値)

(令和7年5月29日現在)

気象官署	帯広測候所		
地域細分	広尾町		
暴風 (平均風速)	陸上20m/s 海上25m/s以上		
暴風雪 (平均風速)	陸上18m/s 海上25m/s以上 雪による視程障害を伴う		
波浪 (有義波高)	6.0m		
高潮 (潮位)	1.4m		
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
洪水	流域雨量指数基準		豊似川流域=32.7 野塚川流域=17.4 楽古川流域=28.2 オピツマナイ川流域=8.3 西広尾川流域=16.3 美幌川流域=15.7 音調津川流域=18.6
大雪	50cm以上 ※現地の12時間降雪の深さ		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量=90mm

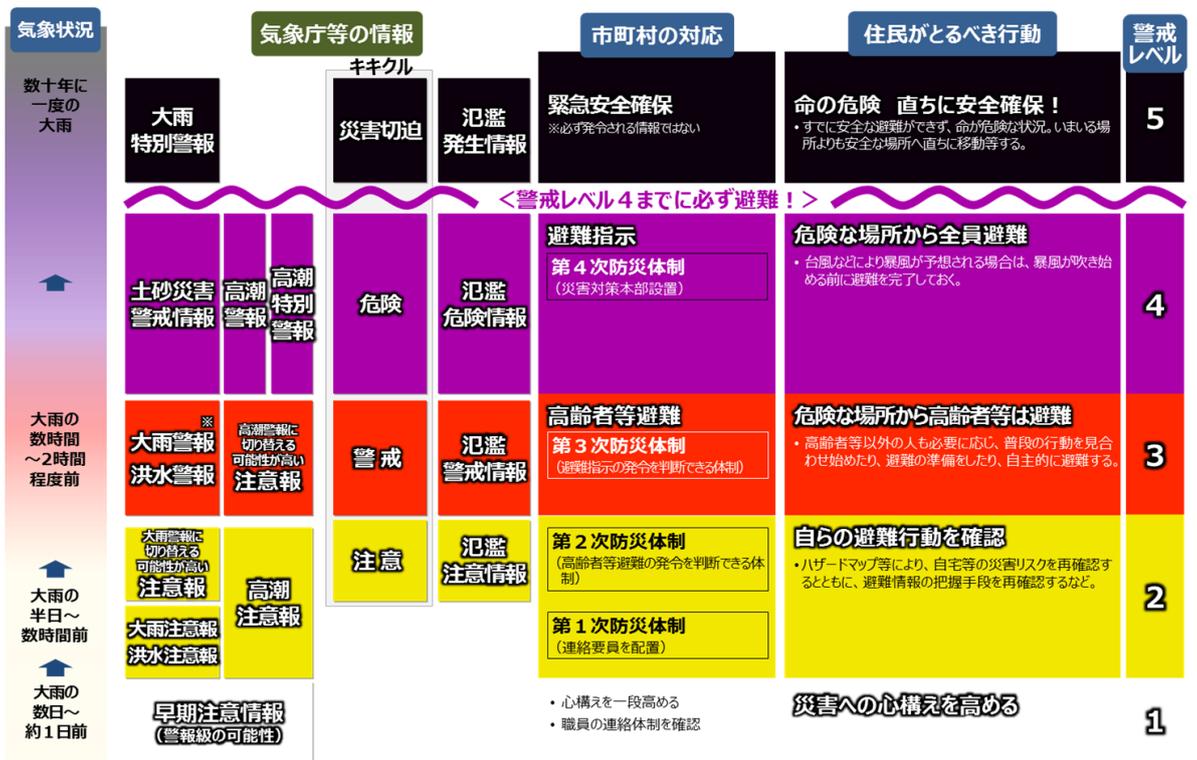
(キ)注意報基準 (数値はいずれも予想値)

(令和7年5月29日現在)

気象官署	帯広測候所	
地域細分	広尾町	
風雪 (平均風速)	陸上 10m/s	海上15m/s 雪による視程障害を伴う
強風 (平均風速)	陸上 12m/s	海上15m/s
波浪 (有義波高)	3.0m	
高潮 (潮位)	1.0m	
大雨	表面雨量指数基準	13
	土壌雨量指数基準	99
洪水	流域雨量指数基準	豊似川流域=26.1 野塚川流域=13.9 楽古川流域=22.5 オピツマナイ川流域=6.6 西広尾川流域=13 美幌川流域=12.5 音調津川流域=14.8
	複合基準	音調津川流域=(6, 9.8)
大雪	30cm以上 ※現地の12時間降雪の深さ	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	最小湿度30%以下で実効湿度60%以下	
濃霧 (視程)	200m以下	
霜 (最低気温)	3℃以下	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上	
低温	4・5・10月 (最低気温) 平年より5℃以上低い 11月～3月 (最低気温) 平年より8℃以上低い 6月～9月 (平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続	
着雪	気温が0℃ぐらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	
着氷 (船体)	水温4℃以下、気温-5℃以下で風速8m/s以上	
融雪 (雨量、融雪量)	24時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計が60mm以上	

- 注1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
- 注2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- 注3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- 注4 有義波高とは、ある地点を連続して通過するN個（一般にN=100）の波を観測したとき、高い方から順に選んだN/3個の高さを平均したものをいう。これは、目視観測による波高に近いと言われている。このうちで最大のものを最大波高というが、統計的には有義波高の2倍近い波が出現する。
- 注5 複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

イ 防災気象情報と警戒レベル



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い。注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

気象庁ホームページより

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> </ul>

種類	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で表す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて10分ごとに更新している。</p>

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、十勝総合振興局と釧路地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 火災気象通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速で12m/s以上が予想される場合とする。

なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

(5) 気象情報等

(ア) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方）で発表される。大雨と高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(イ) 府県気象情報（十勝地方気象情報）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(ウ) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(エ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布):<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>  
浸水キキクル(危険度分布):<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>  
洪水キキクル(危険度分布):<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に十勝地方に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

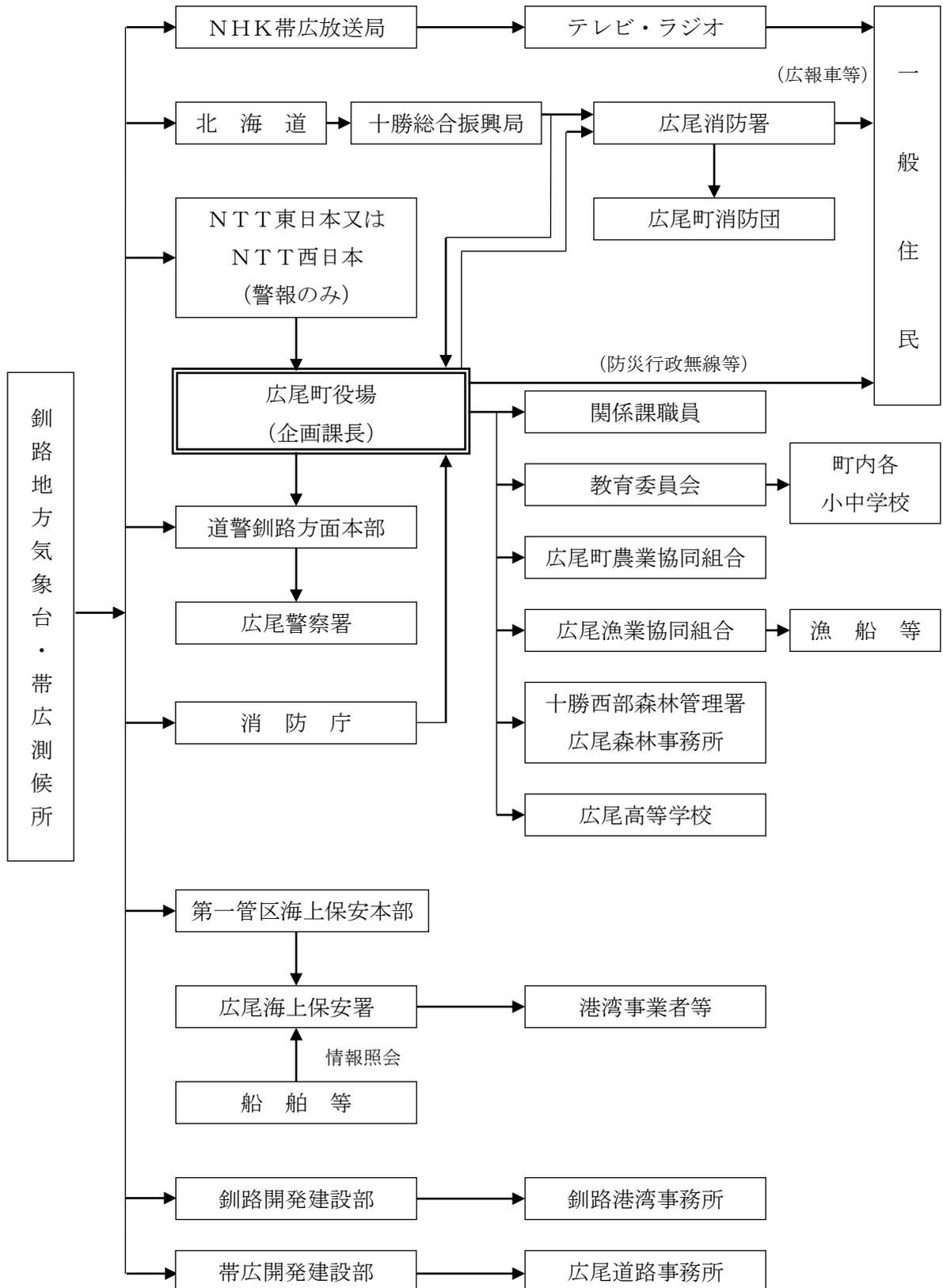
この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）:<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

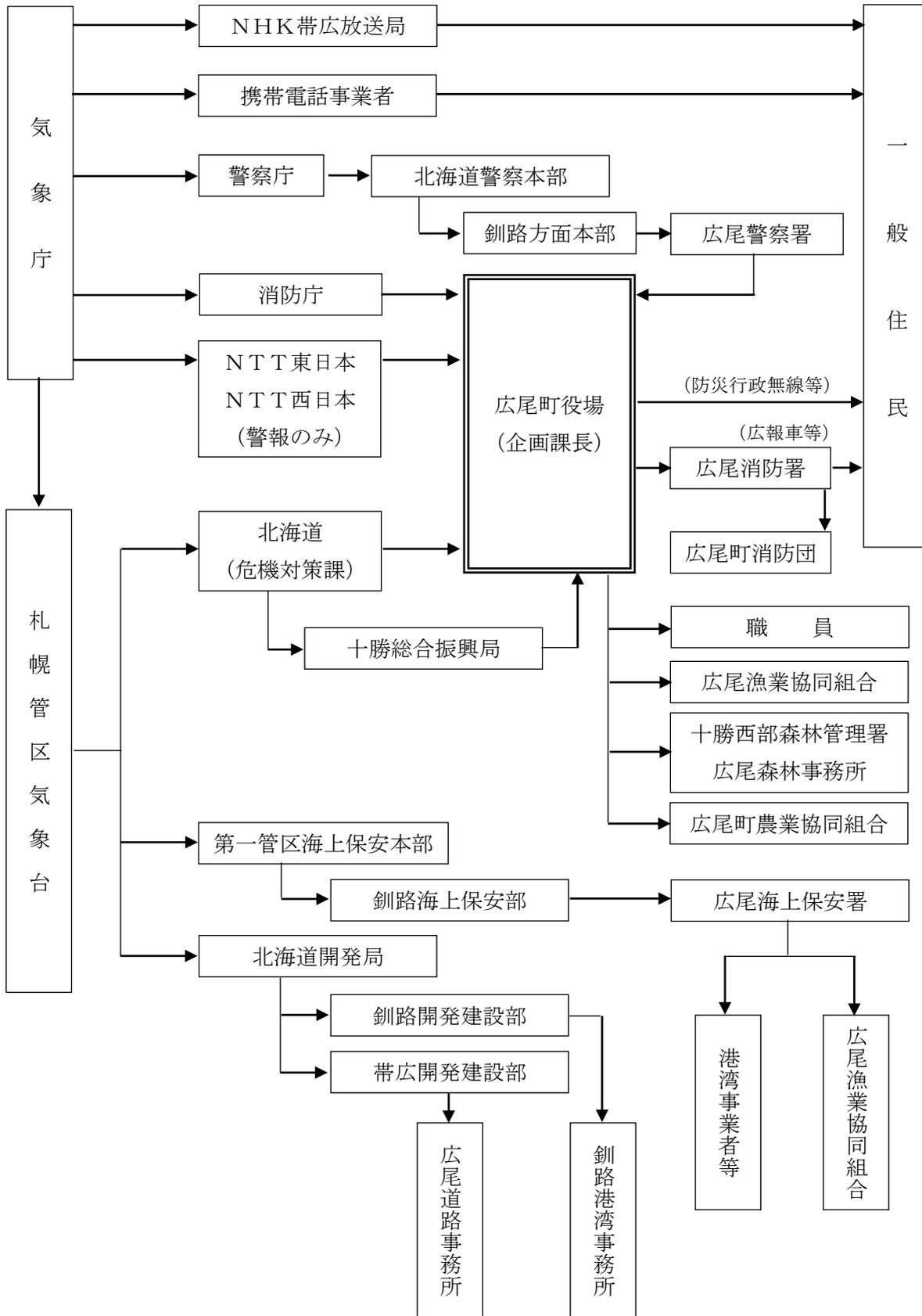
### 3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統及び方法

町は、北海道、N T T東日本又はN T T西日本から通報される警報等を受けたときは次により関係機関並びに住民に伝達するものとする。

気象予警報伝達系統図



津波警報等伝達系統図



#### 4 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要により次の機関に通報する。

ア 広尾消防署（電話2-2730・FAX2-3937）

イ 広尾警察署（電話2-0110・FAX2-6673）

ウ 広尾海上保安署（電話2-0118・FAX9-2141）

エ 十勝総合振興局地域政策課（電話0155-26-9023・FAX0155-26-3103）

オ 釧路地方気象台（電話0154-31-5146・FAX0154-32-0682）

カ 災害の影響のある隣接町役場

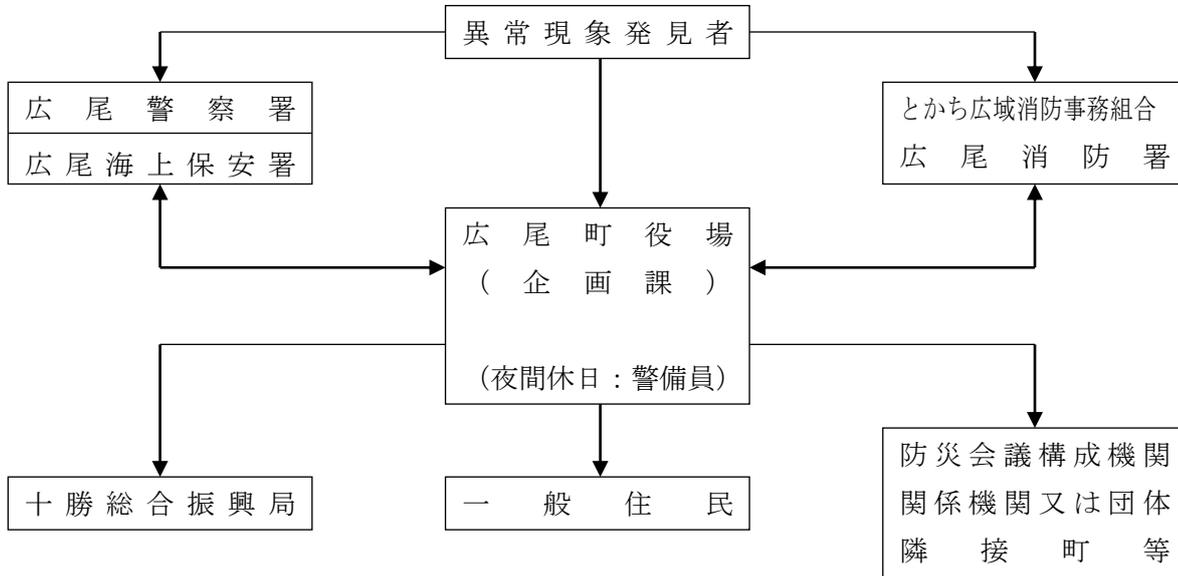
キ その他、その異常現象に関係ある機関

(4) 住民に対する周知徹底

予想される災害地域の住民に対する周知は、防災行政無線、広報車等により確実に行うものとする。

(5) 災害発生連絡系統図

災害情報及び被害状況の伝達系統図は、次のとおりである。



5 地区別情報等連絡責任者

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、地区別情報連絡責任者を、次のとおり定めるものとする。

(1) 連絡責任者 各町内会長

(2) 連絡責任者の任務

- ア 地区内の防災に関する情報の通報
- イ 災害情報の収集及び伝達についての協力
- ウ 応急対策についての協力
- エ 被害状況調査等についての協力